

船橋市住民税非課税世帯等価格高騰支援給付金支給事務実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）の趣旨を踏まえ、価格高騰の影響を受けている低所得世帯等に対し、住民税非課税世帯等価格高騰支援給付金を支給するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「住民税非課税世帯等価格高騰支援給付金（以下「価格高騰支援給付金」という。）」とは、前条の目的を達するために、市によって贈与される給付金をいう。

(支給対象者)

第3条 価格高騰支援給付金の支給対象者は、令和5年12月1日（第3号及び第4号に掲げる世帯に対する給付にあつては、令和6年6月3日。以下「基準日」という。）において、船橋市の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて船橋市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）であつて、次の各号のいずれかに該当する世帯の世帯主とする。

- (1) 同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和5年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯
- (2) 令和5年度分の均等割が課税される者であつて、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額が0円以下である者（以下「均等割のみの課税者」という。）のみの世帯又は均等割のみの課税者及び均等割が課税されない者のみの世帯
- (3) 同一の世帯に属する者全員が、令和6年度分の市町村民税均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯
- (4) 令和6年度分の均等割が課税される者であつて、均等割のみの課税者（地方税法附

則第5条の8第4項及び第5項の規定の適用を受ける前の所得割の額が0円以下である者に限る。以下この号において同じ。)のみの世帯又は均等割のみの課税者及び均等割が課税されない者のみの世帯

2 前項の規定にかかわらず、市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯及び租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税均等割が課されていない者を含む世帯は、支給要件を満たさないものとする。

3 第1項第3号及び第4号の規定にかかわらず、これらの号に掲げる世帯に対する給付金について、既に同項第1号又は第2号に掲げる世帯に対する給付金の支給を受けた世帯（当該給付金の給付の対象であるが未申請又は支給を辞退した世帯を含む。）と同一の世帯及び当該世帯の世帯主であった者を含む世帯については、支給要件を満たさないものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、既に地方公共団体から同様の給付金の支給を受けた世帯（当該給付金の給付の対象であるが未申請又は支給を辞退した世帯を含む。）と同一の世帯及び当該世帯の世帯主であった者を含む世帯については、支給要件を満たさないものとする。

（支給額）

第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する価格高騰支援給付金の金額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 前条第1項第1号に掲げる世帯 1世帯当たり7万円

(2) 前条第1項第2号に掲げる世帯 1世帯当たり7万円（当該世帯が令和5年6月2日から基準日までの間に船橋市の住民基本台帳に記録されることとなった世帯である場合は、10万円）

(3) 前条第1項第3号及び第4号に掲げる世帯 1世帯当たり10万円

2 前項に規定する金額のほか、支給対象者の世帯員に18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童（基準日の翌日から市長が定める日までの間に出生した児童を含む。）が属する場合は、当該児童1人当たり5万円の価格高騰支援給付金をこども加算として支給する。

（受給権者）

第5条 価格高騰支援給付金の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合で、他の世帯構成者がいるときは、その中

から新たに当該世帯の世帯主となった者又は世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者（新たに当該世帯の世帯主となった者により難い場合に限る。）とする。

- 2 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記のとおりとする。

（支給の方式）

第6条 市は、支給対象者のうち必要と認めるものに対しては、価格高騰支援給付金を支給する旨の案内を書面により送付する。

- 2 支給対象者は、前項の規定により書面の送付を受けた場合において、価格高騰支援給付金の受給を希望しないとき、受給をする金融機関の口座を変更するときその他必要と認めるときは、その旨を市に申し出るものとする。

- 3 市は、前項の規定による申出のあった支給対象者のうち、必要があると認めるものについては、価格高騰支援給付金の支給の対象から除くものとし、他の支給対象者については速やかに価格高騰支援給付金を金融機関の口座に振り込む方式により支給する。

- 4 前3項の規定によるほか、価格高騰支援給付金の支給を受けようとする者は、確認書の提出又は申請書による申請を行うものとする。

- 5 確認書の提出にあつては郵送により行い、申請書による申請にあつては次に掲げる方式のいずれかにより行う。ただし、第3号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していること又は第1号若しくは第2号に掲げる方式が困難な場合に限り行うものとする。

- (1) 申請者が申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- (2) 申請者が申請書を市の窓口に出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- (3) 申請者が申請書を郵送し、又は市の窓口に出し、市が現金又は普通為替を交付することにより支給する方式

- 6 申請者は、価格高騰支援給付金の申請に当たり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示することにより、申請者本人による申請であることを証する。

第6条の2 価格高騰支援給付金の支給を受けようとする者で、行政手続における特定の

個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードを所持している者は、前条の規定にかかわらず、個人番号カードにより申請者本人であることを証した上で、国が整備するシステムを通じて市に電子申請し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込むオンライン申請方式により行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた申請については、前条の規定による確認書の提出又は申請書による申請が行われたものとみなして、この要綱の規定を適用する。

（代理による申請）

第7条 申請者に代わり、代理人として第6条の規定による確認書の提出又は申請書による申請を行うことができる者は、原則として次の各号のいずれかに掲げる者に限る。

- (1) 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者
- (2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人をいう。）
- (3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

- 2 代理人は、価格高騰支援給付金の確認書の提出にあつては当該確認書の委任欄への記載を、申請書による申請にあつては原則として当該申請書に委任状を添えて提出をする。この場合において、市は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めることにより、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

- 3 市は、代理人が第1項第1号の者にあつては住民基本台帳により、同項第2号及び第3号の者にあつては市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

（確認書等の提出期限）

第8条 第6条第4項の規定による確認書及び申請書（以下「確認書等」という。）は、市長が別に定める日から受付を開始するものとし、その提出期限は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 第3条第1項第1号に掲げる世帯の支給対象者 令和6年4月30日
- (2) 第3条第1項第2号に掲げる世帯の支援対象者 令和6年5月10日
- (3) 第3条第1項第3号及び第4号に掲げる世帯の支給対象者 令和6年10月31日

- 2 前項の規定にかかわらず、同項第1号及び第2号に掲げる支給対象者について第4条第2項に規定するこども加算に係る確認書等の提出期限は、令和6年8月31日とす

る。

(支給の決定)

第9条 市長は、確認書等の提出があったときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対して価格高騰支援給付金を支給する。

(価格高騰支援給付金の支給等に関する周知)

第10条 市長は、給付金事業の実施に当たり、支給対象者の要件、支給の方式その他の事業の概要について、広報紙への掲載その他の方法により、住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者が第8条に規定する提出期限までに確認書等の提出を行わない場合は、当該支給対象者は価格高騰支援給付金の支給を辞退したものとみなす。

2 第9条の規定による支給の決定以後又は確認書等の提出以後、確認書等の不備による振込不能があった場合で、市が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正を行わないその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができないときは、当該確認書等の提出は、取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により価格高騰支援給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った当該価格高騰支援給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 価格高騰支援給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第14条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年12月22日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に提出のあった確認書等に係る価格高騰支援給付金について

は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年1月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月17日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年6月3日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に提出のあった確認書等に係る価格高騰支援給付金については、
なお従前の例による。

別記（第5条関係）

1 配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

- (1) 次のいずれかの者で次号の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、当該要件を満たしていることを申し出た者（以下「申出者」という。）への価格高騰支援給付金の支給については、基準日時点で申出者が市に住民票が所在しない場合であっても、市が当該給付金を支給する。

ア 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別に行っている者（婦人相談所一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）又は婦人保護施設の入所者で、当該入所者の親族（配偶者以外の当該入所者が属する世帯の者で当該入所者へ暴力等を加えた者をいう。以下同じ。）と生計を別に行っている入所者を含む。）及びその同伴者であって、基準日において市に住民票を移していないもの

イ 親族からの暴力等を理由に避難している者で自宅には帰れない事情を抱えているもの

- (2) 申出者の満たすべき一定の要件は、次に掲げる要件のいずれかとする。

ア 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令（同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令）が出されていること。

イ 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書（親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）又は婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署をいう。）若しくは行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体及び補助金等交付団体をいう。）が発行した確認書が発行されていること。

ウ 基準日の翌日以降に住民票が市へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

エ アからウまでに掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体

性がないと認められること（婦人保護施設等に申出者が児童とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見命令が発令されている場合等、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。）。

2 措置入所等児童の取扱い

基準日において、第1号から5号に掲げる児童等（児童（基準日時点で満18歳に満たない者をいう。以下同じ。）又は児童以外の者（基準日時点で原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。）をいう。以下同じ。）及び第6号に掲げる者については、市における支給対象とする。

- (1) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童等（保護者（同法第6条に規定する保護者をいう。次号において同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童等を除く。）
- (2) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により入所措置がとられて同法第42条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第27条第2項の規定により同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法第27条第1項第3号若しくは第27条の2第1項の規定により入所措置がとられて同法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童等（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、2月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い2月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童等を除く。）
- (3) 身体障害者福祉法第18条第2項若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第3

73号)第16条第1項第2号の規定により入所措置がとられて障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。)又はのぞみの園(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。)に入所している児童(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。)

(4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第30条第1項ただし書の規定により同法第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設若しくは同法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条に規定する婦人保護施設に入所している児童(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。)

(5) 児童福祉法第25条の7第1項第3号の規定により同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者については、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入居している者に限る。)

(6) 児童福祉法第23条第1項の規定により同法第38条に規定する母子生活支援施設に入所している者(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。)

3 入所措置等がとられている障害者・高齢者の取扱い

次に掲げる者で、当該各号に掲げる措置等がとられたもの(第1号に掲げる者については、措置施設入所者、成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人、代理権付与の審判がされた補助人その他の措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者を含む。以下「措置入所等障害者・高齢者」という。)のうち、基準日において、市に住民基本台帳に記録されている者については、市における支給対象とする。ただし、市で入所等の措置を講じ、措置入所等担当課から給付金担当課に対して施設所在市町村に住民票を移していない措置入所等障害者・高齢者に関する情報提供が行われた場合は、当該措置入所等障害者・高齢者に支給する。

- (1) 措置入所等障害者 身体障害者福祉法第 18 条第 1 項若しくは第 2 項又は知的障害者福祉法第 15 条の 4 若しくは第 16 条第 1 項第 2 号の規定による措置（2 か月以内の期間を定めて行われる入所等を除く。）
- (2) 措置入所等高齢者 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 10 条の 4 第 1 項及び第 11 条第 1 項の規定による入所等の措置等（2 か月以内の期間を定めて行われる入所等を除く。）

4 ホームレス等の取扱い

ホームレス等（居住が安定していない者又は事実上ネットカフェに寝泊まりしている者でいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されていないものをいう。）は、基準日の翌日以降に市において住民基本台帳に記録されたときは、市における支給対象とする。

5 無戸籍者の取扱い

現に住民基本台帳に記録されていない者で自己又はその未成年の子等が無戸籍であると市に申し出た者については、無戸籍者として把握していることを市長が相当と認めたときは、市における支給対象とする。